

東京湾水先区水先人会 取材・撮影の受入れに関する実施要領

1. (趣旨)

この要領は、東京湾水先区水先人会に対する外部機関等による取材・撮影等の申込みに関する必要事項を定めたものである。

2. (受入条件)

各種メディア・プロダクション等から取材及び写真撮影等の依頼があった場合、次の条件のいずれかに該当するものについて、担当副会長と協議の上、会長がその可否を決定する。

- (1) 社会的、公益的な意義が高いもの
- (2) 航行安全に関する啓蒙、広報に資するものであること
- (3) その他、特に会長が取材等に応じることが適当と認めたもの

3. (手続)

許可の申請は、会長宛の取材申し込み書と取材内容を記した企画書を事務局総務部あて提出するものとする。

4. (便乗取材)

水先人が嚮導する船舶（本船）へ乗船を希望する場合は次の条件について了承したうえで申し込むこと。

- ①運航船社及び運航船社が指定する関係先への許可取得
本船への便乗取材は、運航船社の許可を得ることが大前提であることから事前に便乗を希望する船舶を運航する船社へ申し入れ、その許可を得ること。
- ②便乗手続きに伴う費用について
官庁等への申請手続きに係る実費については、全額負担すること。

5. (取材上の留意事項)

許可された場合は、次の事項について厳守すること。

- (1) 担当する水先人は、当会において選任する
- (2) 本船への水先人の乗下船、嚮導業務の妨げにならないこと
- (3) 本船の乗組員に迷惑を及ぼさないこと
- (4) その他、取材についての細部事項は担当副会長の指示に従うこと、又、

過去に取材に関する事項に違反した申込者には申込みを受入れできない場合がある

6. (施行について)

この要領は令和5年12月1日より実施する。

《お問合せ先：申し込み先》

東京湾水先区水先人会 事務局 総務部

TEL：045-650-3180

FAX：045-663-4811

Email：soumu@tokyobay-pilot.jp